

17 介護福祉士^{*1}

山田 洋輔^{*2}

1. 介護福祉士及びその業務

(1) 介護福祉士

介護福祉士は、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定により制度化された名称独占の国家資格である。

(2) 介護福祉士の資格取得方法

介護福祉士の資格取得には、養成施設ルート(3. 介護福祉士の養成教育にて後述)と実務経験ルート等がある。

実務経験ルートは介護現場での3年以上の実務経験を経て、原則実務者研修(6カ月以上)を受け、国家試験に合格する必要がある(図1)。

(3) 介護福祉士の登録者数の推移(図2)

養成施設卒業者や、国家試験合格による介護福祉士の資格取得者は、厚生労働大臣の指定を受けた登録機関である「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」に登録することが義務付けられている。養成施設卒業による資格取得者は18歳人口の減少等によりあまり増加していないものの、平成12年度に導入された介護保険制度普及に応じて、国家試験合格による実務者経験者の資格取得が増加するなどし、今日に至っている。

(4) 介護福祉士の業務

介護福祉士の業務は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第2条第2項の定義によれば、「この法律において『介護福祉士』とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は

精神上の障害があることにより日常生活に支障があるものにつき心身の状況に応じた介護(略痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る：以下、略痰吸引等)を含む)を行い、(以下略)」とされている。

すなわち介護福祉士は、二つの業務領域を担当する。一つは日常生活の営みに関わる介護である。もう一つは2011年の法改正による「略痰吸引等」の医療的ケアである。これは医行為の一部であることから、医師の指示の下に、一定の研修を受けて行うこととされている。したがって、介護福祉教育においても医療的ケアの教育が行われている。

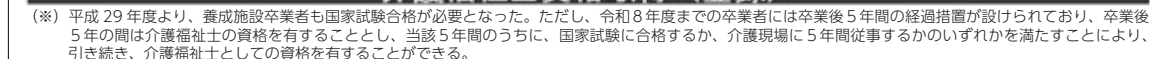
(5) 介護福祉士の業務の新たな展開

高齢者の急増により、老い、病、心身の障害等に起因する、生活に支障のある人への支援は、ニーズの多様化、複合化により、保健・医療・福祉等の連携・協働の上に行われることとなった。特に、医療依存度の高い高齢者並びに認知症高齢者の急増があり、また重度の障害のある方々を含めた重症化防止等への対応も迫られている。したがって「社会福祉士及び介護福祉士法」は、医師その他の医療サービスを提供する者、その他の関係者等との連絡及び調整(他職種連携)を定めている(第2条第1項参照)。

介護福祉士においては、医療的ケアのほかに介護に関しても保健医療サービス提供者、その他の関係者との連携・協働のもとに行われている。今後国の施策である「地域包括ケアシステム」のさらなる拡充に向け、介護福祉士の役割がますます重視されるとともに、利用者の重度化防止のための自立支援介護が必要となるであろう。

^{*1} Certified Care Worker

^{*2} Yosuke Yamada 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会事務局長



出典：厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi5.html（最終閲覧日 2021.9.19）

また、介護人材不足等もあり、介護現場へのロボット・ICTの導入を進めていく必要がある。

2. 介護福祉士の養成教育

介護福祉士の教育は、2022 年度から新カリキュラムに基づいた国家試験が実施されることとなっており、4 年制大学から順次新カリキュラムに基づいた教育が実施されている。また、2007 年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けが求められたため、「2017 年度から養成施設卒業者に国家試験の受験資格を付与し、その義務付けを段階的に導入する」とされている。医療的ケアについては 2011 年の法改正により養成教育のカリキュラムに含まれて、教育が行われている。

(1) 介護福祉士養成施設の現状

2020 年現在、介護福祉士養成施設は 347 校（専門学校 224 校・大学 59 校・短期大学 63 校・その他 1 校）があり、学生学費支援制度として「介護福祉士等就学資金貸付制度*3」がある。また、ハローワーク等からの「離職者訓練（委託訓練）制度*4」等が行われている。

(2) 教育カリキュラム

- A. 養成施設2年以上(1,850時間)
B. 実務者研修6月以上(450時間)

*3 介護福祉士等修学資金貸付制度：介護福祉士の資格取得を目指し、厚生労働大臣の指定する養成施設等に在学する学生を対象に、修学資金を貸与（無利子）する制度。なお、卒業後、介護福祉士として介護業務や相談業務等に一定年数従事した場合、返済が免除される。

*4 離職者訓練（委託訓練）制度：各都道府県が主に雇用保険を受給している求職者を対象とし、就職

介護福祉士の登録者数の推移

介護福祉士登録者数は、令和2年9月末時点で、175万3,418人となっている。

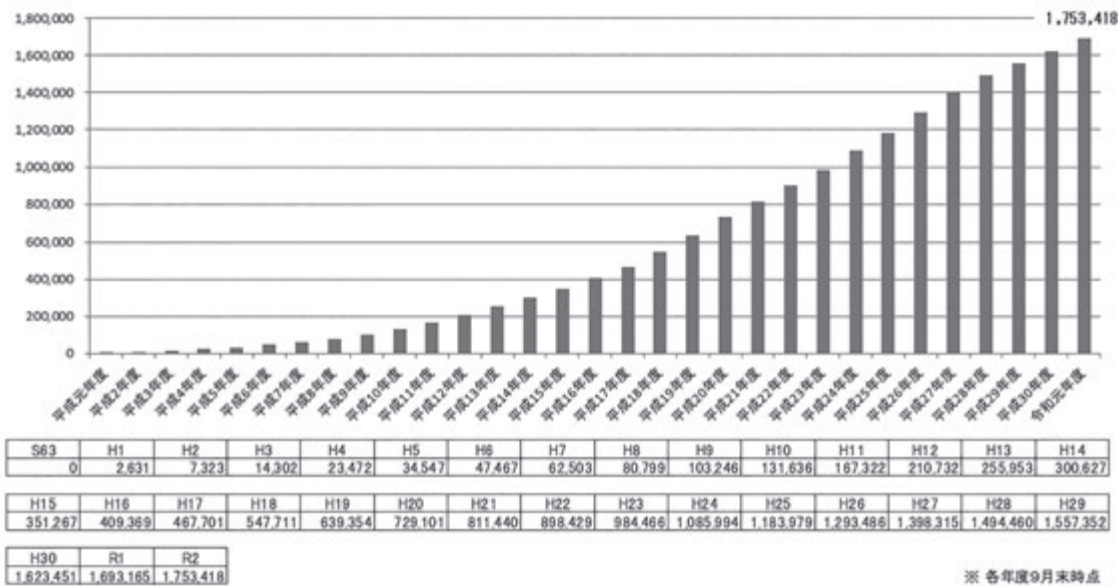


図2 介護福祉士の登録者数の推移 出典：厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi6.html（最終閲覧日 2021.9.19）

に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練を無料（テキスト代等は自己負担）で実施している。

(3) 教育カリキュラム構成（上記(2)－A. 養成施設2年以上の場合）

養成施設のカリキュラムは、総時間数1,850時間となっており、以下の科目から成り立っている（表1）。

3. 介護職の専門性や機能分化の形成
および外国人介護人材の受け入れ

現状、介護福祉士を含む介護人材は、専門性や機能分化に乏しい「まんじゅう型」の状態であると位置付けられており、今後、これを広い裾野で高度な専門性や機能分化を実現する「富士山型」へと構造転換する必要があるとされている。そのために、人材の層に応じたきめ細かな方策を講じることとされている一方、介護の専門人材である介護福祉士は、介護業務のマネジメントや、現場でのチームリーダー等、社会

福祉・社会保障のスペシャリストとしてのキャリア形成を重視していくことが望まれている

表1 教育カリキュラム構成

①人間と社会 (240時間)	・人間の尊厳と自立 ・人間関係とコミュニケーション ・社会の理解
②介護 (1,260時間)	・介護の基本 ・コミュニケーション技術 ・生活支援技術 ・介護過程 ・介護総合演習 ・介護実習
③こころとからだのしくみ (300時間)	・発達と老化の理解 ・認知症の理解 ・障害の理解 ・こころとからだのしくみ
④医療的ケア (50時間以上)	・医療的ケア

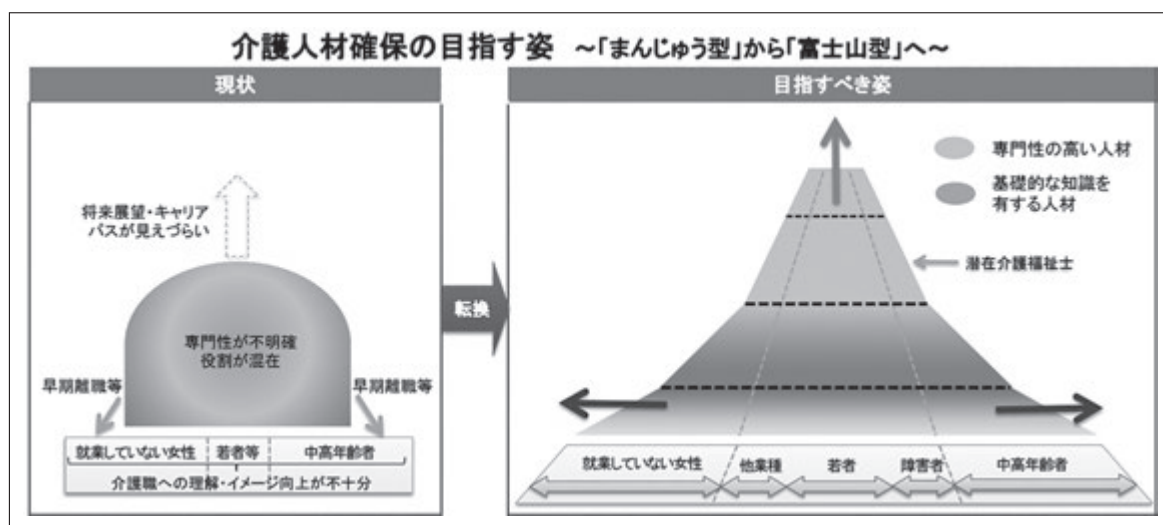


図3 介護人材確保の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～

出典：「第7回介護人材確保地域戦略会議」資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000549665.pdf>（最終閲覧日 2021.9.19）

(図3).

また、グローバル化と少子高齢化の進展の中で、労働力不足と労働力の国際流動化等を見据え、外国人介護人材を育成し、在留や就労の道を開くため、「EPA (economic partnership agreement) による受け入れ^{*5}」,「在留資格『介護』の創設^{*6}」などが実施されている。また、それとともに介護職の「キャリア段位制度」の拡充,「認定介護福祉士制度」や「管理介護福祉士」の育成等,専門職としての魅力の確立を図り,待遇改善の抜本的対策とその進展等,介護職の新たな高度化と評価システム等が進められている。

^{*5} EPA による3カ国の受け入れ開始年：フィリピン：2008年～, インドネシア：2009年～, ベトナム：2014年～

^{*6} 在留資格「介護」の創設：2016年11月施行